

グローバル教育センター カリキュラム・ポリシー

The Center for Global Education will develop its curriculum in accordance with the following principles:

1. As part of the University's aim of developing internationally prepared and broadly cultivated students with an understanding of global affairs that is essential for all areas of specialization, the Center for Global Education will provide a space to comprehensively examine topics of shared concern to people in Japan and other countries from a wide variety of disciplines and perspectives.
2. (1) All classes will be conducted in English. (2) International students and students from Japan will enroll in courses together and (3) Small class sizes will allow for meaningful interaction and communication among students, which will provide exposure to different perspectives and create a space to cultivate independent thought based on a thorough understanding of the opinions of others.
3. For students from Japan, a course of study consisting of overseas fieldwork to gain exposure to the languages, religions, and customs of people in other countries as a way to improve their understanding of global affairs and Japan's changing position in the world.

グローバル教育センターは、以下の方針でカリキュラムを編成します。

1. 全学共通教養教育科目の国際教養科目群の一環として、各学部の専門を超えた様々な学問領域にわたる国際教養を培い、日本と世界が直面する課題を探求し、その課題に対して幅広くかつ総合的な判断を下すことができる力を身につける。
2. (1) 英語により行われる授業、(2) 海外からの留学生と日本人学生との共修、および(3) 少人数クラスのインタラクティブな方法を通じて、多様な価値観やものの見方にふれあいながら、グローバルな視点から主体的に考えて意見を発信するとともに、他者の意見を尊重して協調できる能力を伸ばす。
3. 海外フィールドワーク科目(日本人学生対象)の履修により、積極的に海外に赴き、多様な言語・宗教・慣習に関する知見を広めながら、現代世界の動向を的確に把握するとともに、世界の中で日本が果たすべき役割について考究する態度を養う。

同志社大学グローバル教育センター規程

制定 2015年11月28日

改正 2019年 2月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、同志社大学グローバル教育センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、日本人学生に対してグローバルな視点からの日本社会・文化の理解を深め、国際的教養を涵養するとともに、外国人留学生の日本理解促進を図る教育に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 全学共通教養教育科目の提供

(2) 第9条第1項及び同志社大学日本語・日本文化教育センター規程第9条第1項に規定する特別学生に対する教育

(3) その他必要な事業

(グローバル教育プログラム)

第4条 前条第2号に規定する教育を行うため、センターにグローバル教育プログラム（以下「プログラム」という。）を置く。

2 プログラムに関し必要な事項は別に定める。

(教員)

第5条 センターに教員を置く。

2 教員は、教授、准教授又は助教とする。

(組織)

第6条 センターに所長、教務主任1名及び教務〔国際〕主任1名を置く。

2 所長は、学長が任命し、センターの業務を統括する。所長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 所長は、日本語・日本文化教育センター所長を兼務するものとする。

4 教務主任及び教務〔国際〕主任は、所長を補佐する。

(委員会)

第7条 センターにグローバル教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成し、所長が委員長となる。

(1) 所長

(2) 全学共通教養教育センター所長

(3) 任期付教員を除くセンター所属教員

(4) 学識経験者若干名

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 第2項第4号に規定する委員は、所長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決する。ただし、教員の人事に関する事項の審議は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、投票による3分の2以上の賛成により決する。

6 委員長は、審議事項の実施に際し、必要があると認めるときは、委員会の下に部会等を置き、委員を委嘱することができる。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

(1) 第3条に規定する事業に関する事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) センターに属する学生の学籍に関する事項

(4) その他必要な事項

(学生)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入学志願者について、委員会において選考のうえ、同志社大学外国人留学生内規第3条第3項に規定する特別学生として入学を許可する。

(1) 外国の大学との学生交換協定に基づく者

(2) 日本政府、外国政府関係機関、その他内外の財団法人等の機関から奨学金制度による者

(3) センターへの学生派遣に関する合意書に基づく者

(4) その他委員会が認めた者

2 在学期間は、6カ月又は1年とする。ただし、審査のうえ1年を限度として在学期間を延長する場合がある。

3 入学を許可された学生は、第4条に定めるプログラムが提供する科目に加え、学部、研究科、センター等が認めた場合に限り、学則に定める科目を履修することができる。

(学費)

第10条 学費については、「同志社大学学則別表Ⅰの4」にこれを定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

同志社大学グローバル教育プログラムに関する内規

制定 2015年12月17日

改正 2017年 1月12日

2017年11月30日

(趣旨)

第1条 この内規は、同志社大学グローバル教育センター規程（以下「センター規程」という。）第4条第2項に基づき実施するグローバル教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(履修対象者)

第2条 プログラムを履修できる者は、センター規程第9条及び同志社大学日本語・日本文化教育センター規程第9条の規定に定めるものとする。

(学期及び休業日)

第3条 学期は、次のとおりとする。

(1) 春学期 4月1日から9月14日まで

(2) 秋学期 9月15日から3月31日まで

2 休業日については、同志社大学学則第6条の規定を準用する。

(教育課程)

第4条 プログラムの教育課程は、別表のとおりとする。

2 授業科目の単位数の基準については、同志社大学学則第9条第3項の規定を準用する。

(試験及び成績)

第5条 試験については、同志社大学学則第11条及び第14条を準用する。

2 試験の成績については、同志社大学学則第13条を準用する。この場合において、同志社大学学則第13条中「学部の定めるところにより」とあるのは、「グローバル教育センター委員会の定めるところにより」と読み替えるものとする。

(事務)

第6条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際教養教育院事務室が取り扱う。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、グローバル教育センター委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この内規は、2018年4月1日から施行する。

2 第4条の別表の教育課程表は、2018年4月入学生から適用するものとする。

別表 教育課程表

科目	履修単位
Introduction to Japanese Culture in the Global Context	2単位
Introduction to Japanese Society in the Global Context	2単位
Introduction to the Nature of Japan and Asia in the Global Context	2単位
Humanities and Global Issues	2単位
Social Sciences and Global Issues	2単位
Natural Sciences and Global Issues	2単位
Japan in Modern World History	2単位
International Relations in the Postwar Era	2単位
Issues in Japanese Culture	2単位
Japanese Thought and Religion 1	2単位
Japanese Thought and Religion 2	2単位
Tradition and Art in Japan 1	2単位
Tradition and Art in Japan 2	2単位
Japan Today 1	2単位
Japan Today 2	2単位
Democracy and Politics : A Comparative Perspective	2単位

Education in the Age of Globalization	2 単位
Issues in Intercultural Communication	2 単位
Economy and Business in the Global Context 1	2 単位
Economy and Business in the Global Context 2	2 単位
Principles of Economics	2 単位
Environmental Economics and Sustainability	2 単位
Critical Social Issues in Contemporary Japan 1	2 単位
Critical Social Issues in Contemporary Japan 2	2 単位
The Divisions of Identity in Society	2 単位
Statistics for the Social Sciences and Humanities	2 単位
Introduction to Computer Science and Information Technology	2 単位
Human Science in the Global Age	2 単位
Introduction to Quantitative Data Analysis	2 単位
Conservation of Japanese Nature and Environment	2 単位
Mathematics and its History	2 単位
Science of Natural Disasters	2 単位
Advanced Seminar 1	2 単位
Advanced Seminar 2	2 単位
Advanced Seminar 3	2 単位
Freshman "Go Global" Program	2 単位
Mid-college "Be Strong" Program	4 単位

日本語・日本文化教育センター カリキュラム・ポリシー

同志社大学日本語・日本文化教育センターは、本学に在学する全ての外国人留学生に対する日本語・日本文化教育を担っており、対象とする外国人留学生の種別は以下のとおりである。

1. 各学部・研究科所属留学生（正規学生・特別学生）
2. 外国協定大学からの交換留学生および日本語・日本文化教育センターとの学部間協定に基づく受入留学生
3. 日本政府国費による日本語予備教育生
4. 日本政府国費による日本語・日本文化研修留学生
5. グローバル教育センター生
6. 本学にセンターを設置している海外大学プログラムによる留学生

AKP 同志社留学生センタープログラム

チュービンゲン大学同志社日本研究センタープログラム

スタンフォード日本センタープログラム

京都アメリカ大学コンソーシアムプログラム

7. 各種短期留学プログラムによる留学生

なお、上記 6 および 7 は、各センターまたは派遣元大学等が独自の教育計画ならびにカリキュラムに基づいてプログラムを実施しているため、ここでは言及しない。

・以上の留学生に対して、日本語運用能力を向上させ、日本文化に対する理解を深め、更には相互的な国際理解促進に貢献する人物を養成するため、学生の日本語能力のレベル、日本留学の目的に応じたカリキュラムを設置する。

・日本語学習を主目的とする学生を対象に《集中コース》、日本語学習を主目的としない学生を対象に《選択コース》を設ける。学習者の日本語能力により学習段階を「9 段階（初級前期・初級後期・初中級・中級前期・中級後期・中上級・上級前期・上級後期・超上級）」に分け、《集中コース》には日本語科目（各学期に 1～9 の学習段階ごとにそれぞれ 10～11 科目）、《選択コース》には日本語科目（各学期に 1～9 の学習段階ごとにそれぞれ 2～7 科目）を設置し、学習の目的に応じて、適正な日本語レベルの能力に応じて学ぶ。

・上記を補完・強化し、資格を取得する目的で、日本語・英語演習科目（留学生の種別により、また日本語学習段階ごとに受講制限）、日本文化・社会への理解、国際理解を深める目的で、日本事情・国際事情科目（一部の科目は英語、中国語、コリア語で開講）を設置する。

・日本語科目は、日本語の 4 技能（聞く・話す・読む・書く）をレベル別に総合的に習得する基幹科目となる総合科目と、読解・語彙・文章表現・口頭表現および文法の技能別科目から構成され、各自の目的に応じて科目を柔軟に選択し、能力を向上させる。

・日本語能力試験や日本留学試験対策等を目的とした日本語演習科目、英語の資格・検定試験対策を目的とした英語演習科目は、日本語および英語能力の向上や資格取得を目標とする者が履修する。

・ビジネス日本語科目は、日本で仕事をするために必要な日本語を身につけることを到達目標とし、ビジネスの場面で出会う日本語やビジネスマナー等を学ぶ。

・日本の言語・芸術・思想・宗教・法と政治・歴史・社会・生活と文化ならびに異文化コミュニケーションなどに関する日本事情・国際事情科目を柔軟に選択し、日本や国際文化・社会について理解を深める。

・日本語特講演習は、日本語、日本文学、日本文化等について、自ら選択した研究課題に関連する専門知識を習得し、研究発表や論文作成が行えるようになることを到達目標とし、学術的・科学的見地から分析する能力を養う。

・日本事情・国際事情科目の一部には、海外に向けた日本文化の発信および相互的な国際理解の促進を図るために、日本人学生と外国人留学生がともに日本文化や伝統、歴史などを学べる科目も提供している。

同志社大学日本語・日本文化教育センター規程

制定	2007年 2月24日
改正	2007年 4月 1日
	2008年 2月23日
	2008年 3月29日
	2008年11月29日
	2010年 2月27日
	2010年11月18日
	2011年 2月17日
	2013年 3月22日
	2015年 3月20日
	2015年11月28日
	2017年10月 1日
	2019年 2月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、同志社大学学則第7条の7に定める同志社大学日本語・日本文化教育センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、外国人留学生に対する日本語・日本文化に関する教育を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 第9条第1項に規定する特別学生に対する日本語、日本の伝統及び日本事情等の分野に関する教育
- (2) 同志社大学グローバル教育センター規程第9条第1項に規定する特別学生に対する日本語、日本の伝統及び日本事情等の分野に関する教育
- (3) 学部、研究科及び国際教育インスティテュートに所属する外国人留学生への日本語・日本文化教育科目の提供
- (4) 日本語研究及び日本文化研究の発信
- (5) その他必要な事業
(日本語・日本文化教育プログラム)

第4条 前条に規定する教育を行うため、センターに日本語・日本文化教育プログラム（以下「プログラム」という。）を置く。

2 プログラムに関し必要な事項は別に定める。

(教員)

第5条 センターに教員を置く。

2 教員は、教授、准教授又は助教とする。

(組織)

第6条 センターに所長、教務主任1名及び教務〔国際〕主任1名を置く。

- 2 所長は、学長が任命し、センターの業務を統括する。所長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 所長は、グローバル教育センター所長を兼務するものとする。
- 4 教務主任及び教務〔国際〕主任は、所長を補佐する。

(委員会)

第7条 センターに日本語・日本文化教育センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成し、所長が委員長となる。

- (1) 所長
- (2) 教務部長
- (3) 国際センター所長
- (4) 任期付教員を除くセンター所属教員
- (5) 学識経験者若干名

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 第2項第5号に規定する委員は、所長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決する。ただし、教員の人事に関する事項の審議は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、投票による3分の2以上の賛成により決する。

6 委員長は、審議事項の実施に際し、必要があると認めるときは、委員会の下に部会等を置き、委員を委嘱することができる。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 第3条に規定する事業に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) センターに所属する学生の学籍に関する事項
- (4) その他必要な事項
(学生)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入学志願者について、委員会において選考のうえ、同志社大学外国人留学生内規第3条第3項に規定する特別学生として入学を許可する。

- (1) 外国の大学との学生交換協定に基づく者
- (2) 日本政府、外国政府関係機関、その他内外の財団法人等の機関から奨学金制度による者
- (3) センターへの学生派遣に関する合意書に基づく者
- (4) その他委員会が認めた者

2 在学期間は、6カ月又は1年とする。ただし、審査の上1年を限度として在学期間を延長する場合がある。

3 入学を許可された学生は、第4条に定めるプログラムが提供する科目に加え、学部、研究科、センター等が認めた場合に限り、学則に定める科目を履修することができる。

(学費)

第10条 学費については、「同志社大学学則別表Iの4」にこれを定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

同志社大学日本語・日本文化教育プログラムに関する内規

制定 2015年12月17日

改正 2021年 1月28日

(趣旨)

第1条 この内規は、同志社大学日本語・日本文化教育センター規程（以下「センター規程」という。）第4条第2項に基づき実施する日本語・日本文化教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

(履修対象者)

第2条 プログラムを履修できる者は、センター規程第9条及び同志社大学グローバル教育センター規程第9条の規定に定めるものとする。

(学期及び休業日)

第3条 学期は、次のとおりとする。

(1) 春学期 4月1日から9月14日まで

(2) 秋学期 9月15日から3月31日まで

2 休業日については、同志社大学学則第6条の規定を準用する。

(教育課程)

第4条 プログラムの教育課程は、別表のとおりとする。

2 授業科目の単位数の基準については、同志社大学学則第9条第3項の規定を準用する。

(試験及び成績)

第5条 試験については、同志社大学学則第11条及び第14条を準用する。

2 試験の成績については、同志社大学学則第13条を準用する。この場合において、同志社大学学則第13条中「学部の定めるところにより」とあるのは、「日本語・日本文化教育センター委員会の定めるところにより」と読み替えるものとする。

(事務)

第6条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際教養教育院事務室が取り扱う。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、日本語・日本文化教育センター委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この内規は、2021年4月1日から施行する。

2 第4条の別表の教育課程表は、2016年4月入学生から適用するものとする。

ただし、別表なお書きに定める修了要件のうち、第2号に定める者を対象とするものについては、2020年9月入学生から適用するものとする。

別表 教育課程表

(1) 日本語科目

学習段階Ⅰ（初級前期）		日本語Ⅰ（総合ⅠⅠ）	1単位
日本語Ⅰ（総合ⅠⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（総合ⅠⅠ）	1単位
日本語Ⅱ（総合ⅠⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（総合ⅠⅡ）	1単位
日本語Ⅰ（総合ⅡⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（総合ⅠⅡ）	1単位
日本語Ⅱ（総合ⅡⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（基礎A SⅠ）	3単位
日本語Ⅰ（総合ⅢⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（基礎A SⅠ）	3単位
日本語Ⅱ（総合ⅢⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（基礎A FⅠ）	3単位
日本語Ⅰ（総合ⅣⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（基礎A FⅠ）	3単位
日本語Ⅱ（総合ⅣⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（基礎B SⅠ）	3単位
日本語Ⅰ（総合ⅤⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（基礎B SⅠ）	3単位
日本語Ⅱ（総合ⅤⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（基礎B FⅠ）	3単位
日本語Ⅰ（総合ⅥⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（基礎B FⅠ）	3単位
日本語Ⅱ（総合ⅥⅠ）	1単位	学習段階Ⅱ（初級後期）	
日本語Ⅰ（総合ⅦⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（総合ⅠⅡ）	1単位
日本語Ⅱ（総合ⅦⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（総合ⅠⅡ）	1単位
日本語Ⅰ（総合ⅧⅠ）	1単位	日本語Ⅰ（総合ⅡⅡ）	1単位
日本語Ⅱ（総合ⅧⅠ）	1単位	日本語Ⅱ（総合ⅡⅡ）	1単位
日本語Ⅰ（総合ⅧⅡ）	1単位	日本語Ⅰ（総合ⅢⅡ）	1単位
日本語Ⅱ（総合ⅧⅡ）	1単位	日本語Ⅱ（総合ⅢⅡ）	1単位

日本語 2 (総合 3 II)	1 単位	日本語 1 (総合 5 IV)	1 単位
日本語 1 (総合 4 II)	1 単位	日本語 2 (総合 5 IV)	1 単位
日本語 2 (総合 4 II)	1 単位	日本語 1 (読解 A IV)	1 単位
日本語 1 (総合 5 II)	1 単位	日本語 2 (読解 A IV)	1 単位
日本語 2 (総合 5 II)	1 単位	日本語 1 (読解 B IV)	1 単位
日本語 1 (総合 6 II)	1 単位	日本語 2 (読解 B IV)	1 単位
日本語 2 (総合 6 II)	1 単位	日本語 1 (文章表現 IV)	1 単位
日本語 1 (総合 7 II)	1 単位	日本語 2 (文章表現 IV)	1 単位
日本語 2 (総合 7 II)	1 単位	日本語 1 (口頭表現 A IV)	1 単位
日本語 1 (総合 8 II)	1 単位	日本語 2 (口頭表現 A IV)	1 単位
日本語 2 (総合 8 II)	1 単位	日本語 1 (口頭表現 B IV)	1 単位
日本語 1 (総合 9 II)	1 単位	日本語 2 (口頭表現 B IV)	1 単位
日本語 2 (総合 9 II)	1 単位	学習段階 V (中級後期)	
日本語 1 (総合 10 II)	1 単位	日本語 1 (総合 1 V)	1 単位
日本語 2 (総合 10 II)	1 単位	日本語 2 (総合 1 V)	1 単位
日本語 1 (基礎 S II)	3 単位	日本語 1 (総合 2 V)	1 単位
日本語 2 (基礎 S II)	3 単位	日本語 2 (総合 2 V)	1 単位
日本語 1 (基礎 F II)	3 単位	日本語 1 (総合 3 V)	1 単位
日本語 2 (基礎 F II)	3 単位	日本語 2 (総合 3 V)	1 単位
学習段階 III (初中級)		日本語 1 (総合 4 V)	1 単位
日本語 1 (総合 1 III)	1 単位	日本語 2 (総合 4 V)	1 単位
日本語 2 (総合 1 III)	1 単位	日本語 1 (総合 5 V)	1 単位
日本語 1 (総合 2 III)	1 単位	日本語 2 (総合 5 V)	1 単位
日本語 2 (総合 2 III)	1 単位	日本語 1 (読解 A V)	1 単位
日本語 1 (総合 3 III)	1 単位	日本語 2 (読解 A V)	1 単位
日本語 2 (総合 3 III)	1 単位	日本語 1 (読解 B V)	1 単位
日本語 1 (総合 4 III)	1 単位	日本語 2 (読解 B V)	1 単位
日本語 2 (総合 4 III)	1 単位	日本語 1 (文章表現 V)	1 単位
日本語 1 (総合 5 III)	1 単位	日本語 2 (文章表現 V)	1 単位
日本語 2 (総合 5 III)	1 単位	日本語 1 (口頭表現 A V)	1 単位
日本語 1 (総合 6 III)	1 単位	日本語 2 (口頭表現 A V)	1 単位
日本語 2 (総合 6 III)	1 単位	日本語 1 (口頭表現 B V)	1 単位
日本語 1 (総合 7 III)	1 単位	日本語 2 (口頭表現 B V)	1 単位
日本語 2 (総合 7 III)	1 単位	学習段階 VI (中上級)	
日本語 1 (総合 8 III)	1 単位	日本語 1 (総合 1 VI)	1 単位
日本語 2 (総合 8 III)	1 単位	日本語 2 (総合 1 VI)	1 単位
日本語 1 (総合 9 III)	1 単位	日本語 1 (総合 2 VI)	1 単位
日本語 2 (総合 9 III)	1 単位	日本語 2 (総合 2 VI)	1 単位
日本語 1 (総合 10 III)	1 単位	日本語 1 (総合 3 VI)	1 単位
日本語 2 (総合 10 III)	1 単位	日本語 2 (総合 3 VI)	1 単位
日本語 1 (基礎 S III)	3 単位	日本語 1 (総合 4 VI)	1 単位
日本語 2 (基礎 S III)	3 単位	日本語 2 (総合 4 VI)	1 単位
日本語 1 (基礎 F III)	3 単位	日本語 1 (総合 5 VI)	1 単位
日本語 2 (基礎 F III)	3 単位	日本語 2 (総合 5 VI)	1 単位
学習段階 IV (中級前期)		日本語 1 (読解 A VI)	1 単位
日本語 1 (総合 1 IV)	1 単位	日本語 2 (読解 A VI)	1 単位
日本語 2 (総合 1 IV)	1 単位	日本語 1 (読解 B VI)	1 単位
日本語 1 (総合 2 IV)	1 単位	日本語 2 (読解 B VI)	1 単位
日本語 2 (総合 2 IV)	1 単位	日本語 1 (語彙 VI)	1 単位
日本語 1 (総合 3 IV)	1 単位	日本語 2 (語彙 VI)	1 単位
日本語 2 (総合 3 IV)	1 単位	日本語 1 (文章表現 VI)	1 単位
日本語 1 (総合 4 IV)	1 単位	日本語 2 (文章表現 VI)	1 単位
日本語 1 (口頭表現 A VI)	1 単位	日本語 1 (総合 2 IX)	1 単位
日本語 2 (口頭表現 A VI)	1 単位	日本語 2 (総合 2 IX)	1 単位
日本語 1 (口頭表現 B VI)	1 単位	日本語 1 (総合 3 IX)	1 単位

日本語 2 (口頭表現 B VI)	1 単位	日本語 2 (総合 3 IX)	1 単位
学習段階 VII (上級前期)		日本語 1 (総合 4 IX)	1 単位
日本語 1 (総合 1 VII)	1 単位	日本語 2 (総合 4 IX)	1 単位
日本語 2 (総合 1 VII)	1 単位	日本語 1 (総合 5 IX)	1 単位
日本語 1 (総合 2 VII)	1 単位	日本語 2 (総合 5 IX)	1 単位
日本語 2 (総合 2 VII)	1 単位	日本語 1 (読解 A IX)	1 単位
日本語 1 (総合 3 VII)	1 単位	日本語 2 (読解 A IX)	1 単位
日本語 2 (総合 3 VII)	1 単位	日本語 1 (読解 B IX)	1 単位
日本語 1 (総合 4 VII)	1 単位	日本語 2 (読解 B IX)	1 単位
日本語 2 (総合 4 VII)	1 単位	日本語 1 (語彙 IX)	1 単位
日本語 1 (総合 5 VII)	1 単位	日本語 2 (語彙 IX)	1 単位
日本語 2 (総合 5 VII)	1 単位	日本語 1 (文章表現 IX)	1 単位
日本語 1 (読解 A VII)	1 単位	日本語 2 (文章表現 IX)	1 単位
日本語 2 (読解 A VII)	1 単位	日本語 1 (口頭表現 A IX)	1 単位
日本語 1 (読解 B VII)	1 単位	日本語 2 (口頭表現 A IX)	1 単位
日本語 2 (読解 B VII)	1 単位	日本語 1 (口頭表現 B IX)	1 単位
日本語 1 (語彙 VII)	1 単位	日本語 2 (口頭表現 B IX)	1 単位
日本語 2 (語彙 VII)	1 単位	(2) 日本語・英語演習科目	
日本語 1 (文章表現 VII)	1 単位	日本語総合演習 A	1 単位
日本語 2 (文章表現 VII)	1 単位	日本語総合演習 B	1 単位
日本語 1 (口頭表現 A VII)	1 単位	日本語総合演習 C	1 単位
日本語 2 (口頭表現 A VII)	1 単位	日本語総合演習 D	1 単位
日本語 1 (口頭表現 B VII)	1 単位	日本語総合演習 E	1 単位
日本語 2 (口頭表現 B VII)	1 単位	中級日本語文法概説 A	1 単位
学習段階 VIII (上級後期)		中級日本語文法概説 B	1 単位
日本語 1 (総合 1 VIII)	1 単位	上級日本語文法概説 A	1 単位
日本語 2 (総合 1 VIII)	1 単位	上級日本語文法概説 B	1 単位
日本語 1 (総合 2 VIII)	1 単位	日本語特別演習	1 単位
日本語 2 (総合 2 VIII)	1 単位	日本語特講演習	1 単位
日本語 1 (総合 3 VIII)	1 単位	ビジネス日本語 A	1 単位
日本語 2 (総合 3 VIII)	1 単位	ビジネス日本語 B	1 単位
日本語 1 (総合 4 VIII)	1 単位	ビジネス日本語 C	1 単位
日本語 2 (総合 4 VIII)	1 単位	ビジネス日本語 D	1 単位
日本語 1 (総合 5 VIII)	1 単位	英語総合演習 A	1 単位
日本語 2 (総合 5 VIII)	1 単位	英語総合演習 B	1 単位
日本語 1 (読解 A VIII)	1 単位	英語総合演習 C	1 単位
日本語 2 (読解 A VIII)	1 単位	英語総合演習 D	1 単位
日本語 1 (読解 B VIII)	1 単位	(3) 日本事情科目	
日本語 2 (読解 B VIII)	1 単位	日本の文学 A	2 単位
日本語 1 (語彙 VIII)	1 単位	日本の文学 B	2 単位
日本語 2 (語彙 VIII)	1 単位	日本の思想・宗教 1	2 単位
日本語 1 (文章表現 VIII)	1 単位	日本の思想・宗教 2	2 単位
日本語 2 (文章表現 VIII)	1 単位	日本の思想・宗教 A	2 単位
日本語 1 (口頭表現 A VIII)	1 単位	日本の法と政治	2 単位
日本語 2 (口頭表現 A VIII)	1 単位	日本の経済	2 単位
日本語 1 (口頭表現 B VIII)	1 単位	日本の企業と経営 A	2 単位
日本語 2 (口頭表現 B VIII)	1 単位	日本の企業と経営 B	2 単位
学習段階 IX (超上級)		日本の歴史 1	2 単位
日本語 1 (総合 1 IX)	1 単位	日本の歴史 2	2 単位
日本語 2 (総合 1 IX)	1 単位	日本の社会 1	2 単位
日本の社会 2	2 単位		
日本の文化 1	2 単位		
日本の文化 2	2 単位		
日本の文化特講 A	2 単位		
日本の文化特講 B	2 単位		

日本の文化特講 C	2 単位
日本の教育	2 単位
日本の伝統と人間形成	2 単位
日本の伝統と美	2 単位
日本の伝統と文化	2 単位
日本の伝統と芸能	2 単位
日本の伝統と能楽	2 単位
日本の伝統と芸術	2 単位
日本の現代芸術	2 単位
日本の芸術 I	2 単位
日本の芸術 2	2 単位
比較文化論 A	2 単位
比較文化論 B	2 単位
地域文化論 A	2 単位
地域文化論 B	2 単位
異文化間コミュニケーション A	2 単位
異文化間コミュニケーション B	2 単位
異文化間コミュニケーション C	2 単位
異文化間コミュニケーション D	2 単位
日本とアジア I	2 単位
日本とアジア 2	2 単位
(4) 国際事情科目	
世界の歴史 I	2 単位
世界の歴史 2	2 単位
歴史の歴史	2 単位
国際比較文化論	2 単位
国際比較メディア論	2 単位
国際ビジネス A	2 単位
国際ビジネス B	2 単位
国際ビジネス C	2 単位

なお、日本政府国費による日本語予備教育生及び日本語・日本文化研修留学生については、以下の各号に定める所定の単位を修得した者に修了の認定を行い、修了証書を授与する。

(1) 日本語予備教育生

所定の予備教育期間在学し、日本語科目10単位以上並びに日本語・英語演習科目、日本事情科目及び国際事情科目から3単位以上、合計13単位以上を修得すること。

(2) 日本語・日本文化研修留学生

所定の研修期間在学し、合計20単位以上を修得すること。